

## 総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和8年3月9日(月) 8時57分～9時20分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)  
委員長 山路 善己 副委員長 山口 欣也 委員 坂本 稔記  
委員 谷口 和也 委員 中西 友子 委員 小林 豊
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一 副町長兼 田間 宏紀 教育長 山村 嘉寛  
まちづくり推進課長  
総務防災課長 内山 治久 総務防災課長補佐 坂出 雅也 総務防災課長補佐 中西 司
6. 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 西岡 厚 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 谷口 和也 委員 中西 友子 委員
8. 委員会付託議案審査について  
第1 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について  
第2 議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

### 開会の宣告

(午前8時57分 開会)

○委員長(山路 善己) ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会に当たり、町長、ご挨拶を一言お願いいたします。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 総務産業常任委員会に付託をいただいております、議案第4号及び議案第9号につきましてご審査を賜ります。

よろしく願いいたします。

○委員長(山路 善己) 町長ありがとうございました。

それでは、本日は本委員会に審査付託されました議案2件の審査を行います。

初めに、会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、谷口和也委員、中西友子委員の2名にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

### 日程第1 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（山路 善己） 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

○委員長（山路 善己） 総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

追加説明をさせていただきます。令和7年8月7日に人事院勧告がなされ、12月定例会において、令和7年度中に遡及適用される月例給、通勤手当及び期末勤勉手当の引き上げを行いました。

今回の条例改正は、令和8年4月施行の分の諸手当に関する人事院勧告への対応として、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等について国家公務員に準ずる制度の改正を行うものとなります。以上でございます。

○委員長（山路 善己） 説明が終わりましたので、質疑を行います。発言を許します。谷口委員。

○委員（谷口 和也） 谷口です。

ただいま説明のありました通勤手当の件ですけれども、駐車場料金等も多分含まれるのかなと思う。含まれてないか、この通勤手当の算定方法っていうのを、いろいろ見たんですけども、ちょっとどこにもよう探さなくて、ちょっと教えて欲しいんですけども。

○委員長（山路 善己） 総務防災課 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

通勤手当の算出につきましては、人事院勧告に基づき改正させていただきたいものになります。以上です。

○委員長（山路 善己） 谷口委員。

○委員（谷口 和也） 人事院勧告の算定要領っていうのは、ご存じだと思うんですが、それを教えていただくとできます。

○委員長（山路 善己） 暫時休憩します。

（午前9時1分 休憩）

（午前9時9分 再開）

○委員長（山路 善己） 再開します。

○委員長（山路 善己） 総務防災課 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

通勤手当またはその他手当につきましては、これまででもですが国庫準拠という形で、改正の方をお願いしたいものになります。

以上です。

○委員長（山路 善己） 他、質疑ありませんか。

○委員長（山路 善己） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） はい、坂本です。

今回の条例改正についてなんですけども、新たに第二種初任給調整手当、以前は初任給調整手当のみだったところを2つに分けて、第1種の方は、以前のままで、新たに第二種初任給調整手当というのが設けられていると認識してます。この手当新規採用職員の給与が地域の民間賃金の最低基準、これを下回る場合に支給されるものというふうに理解しているんですが、まずはこの点、この内容でよろしいか、教えてください。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

委員おっしゃられる通り、第二種初任給調整手当につきましては、地域の最低賃金を下回る場合に、その差額を手当として支給するものになります。以上です。

○委員長（山路 善己） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） はい、坂本です。

続いてちょっと確認をさせていただきます。

この条例ではですね、基準額について規則で定めますというふうに、規則で定めるといった記載がされています。現在、この想定している基準額ですね、これはどの程度のもを予定してるのでしょうか。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

基準額につきましては、地域の最低賃金ということで三重県の最低賃金ですね、現在1,087円となっておりますので、それを基準として設定したいという考えであります。以上です。

○委員長（山路 善己） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） はい、引き続き質問させていただきます。

次年度以降ですね、条例改正が施行される予定であります、現在ベースで考えたときに、この来年度その初任給、新規採用職員がいる場合ですが、これは、この基準額を下回る状況なののでしょうか。それとも、基本的な制度整備として、まず導入をするという考えなんのでしょうか。これ、どちらかをお知らせください。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

現在の給料表の金額でいきますと、行政職1を適用する高卒初任給につきましては、この改正分の、計算式に当てはめると、時給にして1,241円になりますので想定としては、下回ることはまずありえないということで、制度として整備だけしたいというふうなものになります。

以上です。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はありませんか。

小林委員

○委員（小林 豊） 通勤手当第10条の改正についてお伺いしたいと思うんですが、今回の条例改正については、主に通勤手当につきましては、通勤時間に時間を要する方に配慮したものかなと思うんですが、まず、この点につきまして、当町において、該当するような職員が見えるのかということと、その下の駐車場ですね、駐車場についても、見受ける限りには駐車場は、町が用意したものを使用してもらってるのかなと思うんですけど、こういうような該当職員がいられるのか、この点につきお伺いしたいと思います。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

まず通勤手当ですが、今回60キロ以上の区分を新たに設定するものになります。

こちらの方に該当する職員は現在おりません。

また、委員おっしゃられる駐車場料金につきましても、こちら、現在、該当する職員はいない。役場に通勤してる職員、その他公共施設、勤めて通勤している職員については、こちらで用意した町有地といいますか、の駐車場で皆さん停めてらっしゃいますので、該当者はいないということになります。

以上になります。

○委員長（山路 善己） 小林委員

○委員（小林 豊） そうするとこの通勤手当の条例改正については町側の負担ってというのは、今のところは考えるところはないという、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

委員おっしゃる通り、費用はないということになります。

○委員（小林 豊） はい、了解しました。

○委員長（山路 善己） 他に、質疑はございませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） これで本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（山路 善己） 挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

**日程第2 議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

○委員長（山路 善己） 次に、議案第9号玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。説明はありませんので質疑を行います。

発言を許します。

○委員長（山路 善己） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） はい、坂本です。1点お伺いさせていただきます。

今回の条例改正はですね、消防団員等公務災害補償の基礎額を国の改正に合わせて、一律的に引き上げるものというふうに理解をしているんですが、この補償額の引き上げに伴って、消防団員に対しての公務災害補償は、基金からの繰り出しというふうに認識をしているので、直接町財政に負担があるものではないというふうに理解してます。しかしながら、消防基金に対する掛け金ですね、これが補償額が上がったということは、基金に対する、基金の掛け金が将来的に上がってくることが予想されるのか、この点についてお答えください。

○委員長（山路 善己） 総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

町側の負担につきましては、現在のところは、上がるということには、こちら考えておりませんが、その可能性としては、あることを認識しております。

以上でございます。

○委員長（山路 善己） 他に質疑はありませんか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り設定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（山路 善己） 挙手全員です。

従って、議案第9号玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査を終了しました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 異議なしと認めます。

これで総務産業常任委員会を閉会します。

なお、審議内容の詳細は会議録をご高覧いただくこととし、本会議での委員長報告は、主な事項及び結果の報告といたしますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

(午前9時20分 閉会)